

第六号の二書式 (第五十八条の二関係) (平7会計規2・全改、平23会計規4・平29会計規2・令元会計規1・令2会計規7・一部改正)

何 省 (何 庁) 所 管

令 和 何 年 度

何 ヶ 会 計

債 務 負 担 額 計 算 書

添 付 書 類

何 ヶ

証拠書類

書 面 何冊何枚

記録媒体 何枚

庁 名

職 官 氏 名

年 月 日 提 出

(その1)

債 務 負 担

何々 (債務の種類)

区 分	継続費又は 国庫債務に基 づく支出計 担行差額	前年度までの債務の増減		本 年 度 の繰越債 務 額	本 年 度 の 債 務 の 増 減		本年度末 現 在 額	備 考
		前年度まで の債務負担 額	前年度まで の債務消滅 額		本年度の 債務負担額	本年度の 債務消滅額		
	円	円	円	円	円	円	円	

参 考

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 とすること。
- 2 この表は、第58条の2 第1 項第1 号及び第2 号の規定に該当する債務について作成すること。
- 3 この表は、次の表に掲げる債務の種類別に作成し、債務の種類に応じ、次の表に掲げる区分ごとに区分して記入すること。

種	類	区	分
継続費に基づく支出負担行為 国庫債務負担行為に基づく支出負担行為（財政法第15条第1項の規定によるもの） 国庫債務負担行為に基づく支出負担行為（財政法第15条第2項の規定によるもの） 予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務（保証債務及び損失補償契約に係る債務を除く。） 法律、条約等で債務の総額又は債務負担の限度額が定められているものに係る債務（保証債務及び損失補償契約に係る債務を除く。） 予算総則で保証（損失補償契約を含む。）の限度額が定められているものに係る保証債務（損失補償契約に係る債務を含む。） 法律、条約等で保証（損失補償契約を含む。）の限度額が定められているものに係る保証債務（損失補償契約に係る債務を含む。） 他会計への繰入未済金（他会計への繰戻未済金を含む。）		部局等及び項	
		部局等及び事項	
		部局等及び事項	
		債務負担の根拠法令等を明示した当該債務の名称	
		債務負担の根拠法令等を明示した当該債務の名称	
		債務負担の根拠法令等を明示した当該債務の名称	
		債務負担の根拠法令等を明示した当該債務の名称	
		債務負担の根拠法令等を明示した当該債務の名称	
		繰入先会計名	
		繰入先会計名	

- 4 勘定の区分のある特別会計にあっては、勘定の別に区分したうえ、参考3により区分して記入し、工事別等の区分のある特別会計にあっては、参考3により区分したうえ、工事別等に区分して記入すること。
- 5 各債務の本年度の債務消滅額のうち、支出及び支払以外の原因により債務が消滅したものとあるときは、区分ごとに備考欄にその理由及び金額を記入すること。
- 6 前年度までの債務の増減の欄は、継続費に基づく支出負担行為、国庫債務負担行為に基づく支出負担行為及び法律、条約等で債務の総額又は債務負担の限度額が定められているものに係る債務（法律、条約等で債務の総額又は債務負担の限度額が具

体的な金額をもって明確に定められていない債務を除く。) について記入すること。ただし、これらの債務についても、区分ごとの債務が前年度までに全額消滅したものについては、記入することを要しない。

- 7 外国貨幣を基礎とする債務については、外貨額をもって記入し、その外貨額の下に会計検査院が別に指定する邦貨換算要領による邦貨換算額を付すること。この場合において、本年度の債務負担額に外国為替相場の変更若しくは変動に伴う増加額が含まれているとき、又は本年度の債務消滅額に外国為替相場の変更若しくは変動に伴う減少額が含まれているときは、その旨及び金額を備考欄に記入すること。

(その2)

債 務 負 担

歳出予算の繰越しに係る債務

区 分	既往年度からの繰越債務額 円	左のうち本年度の債務消滅額 円	差 引 額 円	本年度の債務負担額中 翌年度へ繰越額 円	本年度末現在額 円	備 考

参 考

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とすること。
- 2 この表は、第58条の2第1項第3号の規定に該当する債務について作成すること。
- 3 この表は、部局等及び項に区分して記入すること。
- 4 勘定の区分のある特別会計にあっては、勘定の別に区分したうえ、参考3により区分して記入し、工事別等の区分のある特別会計にあっては、参考3により区分したうえ、工事別等に区分して記入すること。
- 5 本年度の債務消滅額のうち、支出及び支払以外の原因により債務が消滅したものとあるときは、区分ごとに備考欄にその理由及び金額を記入すること。